

木島平村第7次総合振興計画（素案）に対する意見募集結果

人数	件数	
2人	5件	
該当箇所	意見要旨	意見に対する考え方
1 P36 「1-4 文化活動の推進と文化財の活用」	蛍や景観をどのように守っていくのでしょうか。指定文化財の候補を挙げるシステムとして教育委員会に諮問できる委員会の設置を求める。	<p>全国的には蛍の生息地や景観を、区域を定め天然記念物に指定している例はあります。</p> <p>村文化財保護条例では、村の区域内にある名勝などの記念物のうち重要なものを天然記念物に指定することができるとしています。</p> <p>指定する場合は教育委員会において予めその重要性等を調査し、村文化財保護審議会に指定について諮問したうえで指定することになります。</p> <p>村では、文化財の保存及び活用に関して教育委員会へ意見を具申し又はそれに必要な調査研究を行う村文化財専門委員を置いております。</p> <p>天然記念物を含め文化財の指定候補に係る住民からの情報の吸い上げについては、文化財専門委員に担っていただいている。</p>
2 P48 「3-3 地域資源を活用した特産物のブランド化」	<p>6次産業化の推進 ファームス設立の柱だった課題が全く進んでいません。指定管理者に委ね税金は一切つぎこまないこと。</p> <p>指定管理者がいなければファームスに村税をかけず廃止を求める。</p>	<p>「3-3 地域資源を活用した特産物のブランド化」における「⑤ 6次産業化の推進」の取組については、農林水産業者が主体的に取り組む加工や食品製造、販売といった経営の多角化や農林水産業者と食品関連事業者との連携等の取り組みに対し、村が支援をしていくとしたものであり、村が直接6次産業化に取り組むものではありません。</p> <p>また、ご指摘いただいた道の駅については、現在、建物老朽化などの課題解決を図るために再整備を検討しており、令和6年度末を目途に再整備計画（案）をお示しし、意見公募する予定です。</p>

3	P50 「3-4 農業の振興」	<p>国は、食料自給率から撤退しました。村の食料自給率 UP の施策は？</p> <p>家族農業が主流のこの地域では行政の補助・支援が必要です。</p> <p>「スマート農業の展開」たぶん機械化を想定しているのでしょうか。とすれば機器導入への大幅な支援が必要ですが。</p>	<p>「3-4 農業の振興」において、当村では、農業従事者の高齢化など担い手の減少と農地の荒廃化による優良農地面積の減少に伴い、農産物の生産力が低下しています。今後生産力を高めるために「③優良農地の保全」の取組に掲げてあるとおり、畠地の圃場整備や農地の集約化など作業効率を上げ労働生産性を高める必要があります。また、「⑥スマート農業の展開」によって作業を省力化させることで高齢化や人材不足の解消につながります。</p> <p>スマート農業機械の導入には国県の補助事業など活用しながら進めまいります。</p>
4	P50 「3-4 農業の振興」	<p>スキー場無償譲渡に続き 堆肥センターの廃止を村は打ち出しているが 農業の基本である堆肥センターが無くなると酪農家へも影響が出る。</p> <p>それに対して村は 廃業助成金すら出すつもりは無い 廃止するからあとは勝手にやれ これではあまりにも無責任 権力の横行である。</p> <p>日夜を問わず 24 時間牛の世話をする酪農家の努力を全く考慮していない 飼料の高騰が続くなか おいしい牛乳が採れるよう必死で働いている。</p> <p>豪雪地帯で 冬でも収入が得られる酪農は 村にとっても貴重な産業ではないのか。</p> <p>酪農のみならず 農業全般に影響する事なので 農業立村を目指すなら 堆肥センター廃止は中止すべきである。</p> <p>建て替えが必要なら 近代的な設備を導入して建て直せば 長期的に村にとって有益なものになるはずだ。</p> <p>安易に廃止してしまえば 2度と元の農村には戻せなくなる。</p>	<p>地域循環型農業を推進し、有機の里づくりによる安心・安全な木島ブランドを確立してきました。「3-4 農業の振興」を推進する上で、有機の里づくり施策は今後も必要と考えていますので、「①有機の里づくり」において継続的に取組を進めることとしており、堆肥センターの廃止は考えておりません。</p> <p>ただ、現施設は密閉型ということもあり、躯体の腐食や老朽化が著しく進み、現状のまま稼働した場合は令和8年まで、改修することで令和15年までは使用可能と診断されています。そのため、8年度に施設の改修を予定し、密閉型施設としては令和15年まで稼働する方針としております。</p> <p>基本的には、密閉型の施設についての継続は、管理経費や労働環境を考えた場合、たいへん厳しいと考えています。</p>

		代わりに工場誘致などと言っても 豪雪地帯に工場を持ちたい企業などは存在しないから 村の過疎化を促進するだけだ。	
5	その他	<p>パブリックコメントは、1か月と法令で定めています。</p> <p>1、木島平は、田植えの時期に当たり1年でも最も多忙な時期です。5月の広報によれば。5月31日の16日間がPCの期限となっています。さらに閲覧は、ウェブサイトをという内容です。6月広報に織り込まれた「概要版」もありませんでした。高齢化社会の中にあってウェブサイトを見なさいです。</p> <p>2、6月広報も同様です。広報が配られるのが速くて15日、遅ければ1週間後もあります。PCの21日の期限が切れています。余りにもアリバイ作りだけなのではなく本気度を疑います。重要な課題からして、3度目のPCを改めて提起してください。</p> <p>3、木島平の8年間を展望しなければならない「総合振興計画」です。5-3の施策「村民とともに進める村づくり」ができるのでしょうか。この間の民間譲渡問題でもPCではなく、信毎に情報が載るという異常な対応でした。村民に開かれた行政を求める。</p> <p>4、氏名など記入をパブリックコメントの条件にしていますが、相変わらず木島平は、氏名などの記入を求めています。ハードルを高くしての設定は自由に発言したい方を委縮させます。「民間譲渡問題」では「このビラをまいたのは誰だ」と犯人捜しまでしました。氏名記入などの撤廃を求める。</p>	<p>1、2、回答</p> <p>本計画におけるパブリックコメントは、令和6年4月30日～5月31日の32日間実施しました。</p> <p>パブリックコメントに先立ち、4月26日の村議会全員協議会において、計画素案の説明を実施しました。</p> <p>村民の皆様に周知を図るため、村公式ウェブサイトによる周知の他、5月15日発行の広報木島平5月号に募集記事を掲載し、さらに村ケーブルテレビを利用したテレビ広報の放映および音声告知端末による定時放送を5月13日～19日実施し、周知に努めました。</p> <p>5月31日に応募を締め切りましたが、ご意見が無かったため6月14日～21日の8日間、パブリックコメントを再度実施しました。村公式ウェブサイトによる周知の他、計画素案の概要版を作成し、6月14日発行の広報木島平6月号に折込みさらなる周知に努めました。充分な公表期間を確保しており、第3回目のパブリックコメントは予定していません。</p> <p>計画素案の公表は、村公式ウェブサイトに掲載の他、木島平村役場において開庁時間内で閲覧可能である旨を周知しています。</p> <p>3、回答</p> <p>計画策定のために村民1,500人を対象にしたアンケート調査の実施、村内10団体を対象にヒアリングを実施した他、公募村民を含めた「第7次総合振興計画策定委員会」を組織し、村民の意見を計画に反映するよう努めています。</p> <p>4、回答</p>

			氏名の記入ですが、パブリックコメントの対象者は、村内に住所および事業所を有する方、村内に在勤、在学の方を対象としており、対象となるか確認するために必要と考えています。